

過誤納還付金の請求及び受領に関する委任状

東京都
都税総合事務センター所長 殿

[委任者(納税義務者)]

平成 年 月 日

〒

住所

氏名
(名称)

印

電話番号

下記の過誤納還付金についての請求権及び受領権を受任者に委任しました。
ただし、過誤納還付金が本状提出後6ヶ月以内に発生しなかった場合は、本委任を解除します。

記

自動車 登録番号	
年 度	平成 年度
税金の種類	自動車税 ・ 自動車取得税 該当するものをどちらかを で囲んでください。
発生理由	1 抹消登録(廃車等) 月 日 2 二重納付 3 減免 4 その他() 【該当理由を で囲んでください。】

[受任者]

〒

住所

氏名
(名称)

電話番号

受付印(事務所)

受付印(還付管理課)

受付番号(還付管理課)

御
注
意

委任状は、委任者が自署・押印してください。

委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は、返却することがあります。

抹消登録により過誤納還付金が発生する場合は、抹消登録した日の翌日から3日目(土日・祝日を除く)までに提出してください。

それ以後の提出分は納税義務者に還付されることがあります。

委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金(都税等)があるときは、**地方税法第17条の2 第1項等の規定により当該未納の徴収金に充当又は委託納付されるため、委任状の受任者に還付されません。(充当又は委託納付された結果は受任者宛てに通知されますのでご注意ください。)**

委任状は、東京都都税総合事務センター還付第二係【〒171 - 8528 豊島区西池袋1 - 17 - 1 03 - 5985 - 7819】へ提出してください。(郵送可)